

平成27年度の行政評価結果に対する反映状況等

評価区分 A(予定どおり推進), B(見直し)

No.	三訂版における評価対象の取組項目	所管部局	行政評価検討会議による最終評価	平成28年度の反映状況等	関連する事業の予算内容
1	電子入札の導入	総務部 契約課	B 電子入札の導入・運用経費と比較して、導入による職員人工数の減による財源効果が見込めないこと、また、電子入札を導入しても対応していない業者への配慮が必要になることなど、財政面の利点が少ない上に事務事業の簡素化に結びつかないことから、現時点では電子入札を導入する必要性は低いと判断せざるを得ない。しかしながら、将来的には、ICTの推進が更に加速されることでこれらの懸案事項が解消される可能性もあることから、入札の効果的かつ効率的な執行について引き続き検討を進めるとともに、国の動向等も踏まえながら、電子入札の導入可否、適切な導入時期を改めて検討すること。	電子入札システムの導入については、現時点において財政面での利点が少ない上に、事務事業の簡素化に結び付かないことから、国の動向等も踏まえながら、電子入札の導入可否、適切な導入時期を検討することとした。	
2	ふれあい収集実施体制の見直し	環境部 クリーンセンター	A 平成27年度に見直した人員体制での実施状況を検証し、平成28年度以降のより効率的な実施体制の在り方を再検討すること。 本事業は福祉施策の側面が強く、高齢者などの将来的な対象世帯数の増加等に対応するため、福祉保険部などの関係部局との協議を進め、事業実施の在り方について検討すること。	平成27年度に実施状況の検証を行った結果、特に問題がなかったため、引き続き現体制での事業を継続することとした。 また、平成29年度から介護予防・日常生活支援事業を実施する予定であることから、ふれあい収集事業との連携について介護高齢課と継続して協議する。	
3	除雪・道路維持管理委託の見直し	土木部 土木事業所	A 除雪業者の確保と労働者の安定的な雇用に結びつけるために、現状の通年化業務を3年程度継続し、効果を検証した上で複数年契約の導入の可否を検討すること。 入札に係る競争原理を適正に働かせるための工夫についても合わせて検討すること。 除雪・道路の維持管理は市民生活の安心・安全を支える根幹となるものであり、それを担う若手の人材の育成・確保を関係部局と連携しながら進めていくこと。	平成26年度から、除雪業者の企業経営や雇用の安定化を図ることを目的に、除雪業務に道路維持管理業務の一部を組み入れた通年化業務を実施しており、これまで支障なく業務が履行されていることから、引き続き通年化契約を実施する。 入札に関しては、平成27年度においても入札参加業者が増加していないことから、入札の競争原理を適正に働かせる工夫について引き続き検討を進める。 複数年契約については、契約方法や予算管理などの課題があることから、受託者へのアンケートなどを実施しながら、導入の可否について関係部局と連携して検討する。	除雪費 2,645,027千円 道路橋りょう維持費 1,355,305千円
4	留守家庭児童会の運営負担金の見直し	子育て支援部 子ども育成課	A 子どもを地域で安心して預けられる体制を整備するためには、一定程度の負担を求めていくことが必要であることから、利用者に値上げの必要性を丁寧に説明し、十分な理解を得られるよう努めること。 地域の元気な高齢者とのつながりを意識した取組や定員に空きがある幼稚園などの民間活用のほか、公共施設や学校の空き教室等を活用するなど、柔軟かつ効果的な運用の検討を進めていくこと。	留守家庭児童会の運営負担金の見直しに当たっては、待機児童の解消や利便性の向上、子どもの保育環境の充実に速やかに取り組んでいくため、利用者の方にも相応の御負担をお願いする必要があるとの考えにより、旭川市行財政改革推進プログラム三訂版での受益者負担の観点や施策の推進、利用者の視点などに基づき、見直しの時期を含め、検討を進めてきた。 この中で、国の特定財源を最大限活用するという視点から当初、月額5,000円程度を目安として検討を進めてきたところであるが、市民意見提出手続の結果や利用者の負担感等を勘案し、月額4,000円の設定とした。 また、見直しに当たり、利用されている方、全員に対して、市民意見提出手続の内容等を記載したお知らせを配付するなど、できるだけ制度設計に反映できるよう努めてきたところである。 これらのことを踏まえ、減免規定の充実と併せ、運用面では、要望の多い、土曜日及び長期休業期間の開設時間の延長を平成28年4月1日より実施し、また、運営負担金額の見直しについては、利用者に対する周知期間を考慮することから施行を平成28年9月1日とした。 平成28年1月策定の放課後の児童の居場所づくりに係る方針を踏まえ、子ども・子育て環境を持続的・安定的に充実させていくため、地域住民の関わりのもと、地域の子どもの成長を支えていくことが必要であることから、留守家庭児童会の開設場所として、地域との関わりが非常に強い住民会館等の利用により、保育ニーズの受け皿とともに、子どもと大人が関わりを深める、きっかけづくりが期待できるものと捉えている。	留守家庭児童会運営費 436,459千円 歳入内訳: 運営負担金 93,129千円 国庫支出金 115,669千円 道支出金 115,669千円 一般財源 111,992千円
5	予防事務手数料等の見直し	消防本部 予防指導課	A 特定の者に対する事務であるので、他の事務と比較衡量しても一定程度の負担を求めることは妥当であり、当該事務の有料化を早急に実現すること。 なお、有料化に際しては、地域における旭川市の役割も踏まえ、講習受講に当たっての地域要件を設けることも視野に入れて検討すること。	旭川市消防手数料条例の一部改正により、講習事務等について平成28年4月1日から手数料を徴収(有料化)することとなった。 なお、講習受講に係る地域要件について現状では、旭川市民及び旭川市内の事業所に勤務する者の受講が大多数を占める状況にあるため、少人数の他地域の者が講習を受講した場合であっても、必要な事業費に変化がないことから、当分の間は設定しないものとした。	[歳入]消防手数料 防火管理講習等手数料 1,558,000円 [歳出]火災予防費 備品購入費 65,772円 消耗印刷費 12,000円
6	上下水道料金の減免の見直し	上下水道部 料金課	B 基本水量や区分等について多様なライフスタイルに対応するため、料金体系の見直しを行い、その整理の中で減免制度が真に必要なかどうかを検討するとともに、一般会計からの繰入金によらない制度運用が可能かどうかについても合わせて検討すること。 なお、減免制度の見直しをすることとなった場合には、その見直しによる代替施策案について関係部局と十分な協議・調整をすること。	行政評価の結果を受け、上下水道料金の減免の見直しについては、上下水道料金制度全体の見直しの中で併せて検討を行っていくことが必要であると判断し、次期旭川市行財政改革推進プログラムにおいて「上下水道料金の料金体系の見直し」を新たに取組項目として設定し、その中で減免制度のあり方についても検討を行うこととした。	